

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 8 号

◎旅客連絡運輸規則の一部改正について（施行日：令和 5 年 10 月 1 日）

旅客連絡運輸規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 14 号）の一部を次のように改正し、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 8 月 31 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 50 条第 1 項第 1 号ロを次のとおり改める。

- ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

第 51 条第 1 号ロを次のとおり改める。

- ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人片道普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児片道普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児片道普通旅客運賃

第 52 条第 1 号ロを次のとおり改める。

- ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額

第 63 条第 1 項第 3 号中、「J R 西日本宮島フェリー株式会社航路」を削る。

第 64 条第 1 項第 1 号を次のとおり改める。

(1) 大人団体旅客運賃

運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げた額（I R いしかわ鉄

道株式会社線にあつては端数整理した額)に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。

旅客連絡運輸規則別表中、「(430) JR西日本宮島フェリー株式会社航路」を削る。

(社規類抄 営業別冊)